

軽自動車税（種別割）の障害者減免基準

- ★ 毎年度の賦課期日現在（4月1日）に軽自動車等を所有し、次の表に該当する方が対象です。
5月初旬頃に納税通知書を送付しますので、納期限までに減免申請をしてください。
- ★ 普通自動車、軽自動車等を通じて、1人の障害者等について1台に限ります。
- ★ 各市町村、普通自動車（大阪府）と基準が違うことがありますのでご注意ください。

《減免を受けることができる軽自動車》

- ・ 所有者が、身体障害者本人、知的障害者本人、精神障害者本人または生計同一者（家族等）で、次の方が運転する場合
 - 1 障害者本人が運転
 - 2 生計同一者（家族等）が、障害者本人のために運転
- ・ 所有者が障害者本人（障害者等のみで構成される世帯の方に限ります）で、常時介護する者が障害者本人のために運転する場合

◎身体障害

障害の区分		対 象 級
視覚障害		1 級から 3 級までの各級及び 4 級の 1
聴覚障害		2 級及び 3 級
平衡機能障害		3 級
音声機能障害		3 級 （喉頭摘出による音声機能障害がある場合に限る）
上肢不自由		1 級、2 級の 1 及び 2 級の 2
下肢不自由		1 級から 6 級までの各級
体幹不自由		1 級から 3 級までの各級及び 5 級
乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害	上肢機能	1 級及び 2 級 （1 上肢のみに運動機能障害があるものを除く）
	移動機能	1 級から 6 級までの各級
心臓機能障害		1 級及び 3 級
じん臓機能障害		1 級及び 3 級
呼吸器機能障害		1 級及び 3 級
ぼうこう又は直腸の機能障害		1 級及び 3 級
小腸の機能障害		1 級及び 3 級
ヒト免疫不全ウイルスによる免疫又は肝臓機能障害		1 級から 3 級までの各級

◎知的障害 療育手帳の交付を受けている者のうち、その障害の程度が判定機関において重度（A）と判定されたもの

◎精神障害 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者のうち、1 級の障害を有するもの

※ 自動車検査証又は軽自動車届出済証に事業用と記載されているものを除きます。
詳しくは、市民税課までお問い合わせください。

茨木市 総務部 市民税課 諸税係
電話 (072)622-8121（内線2255）
(072)620-1614（直通）